

## 障害基礎年金制度成立背景及び現行の障害者所得保障改革の方向性について

○静岡英和学院大学 氏名 高阪 悌雄 (005327)

キーワード3つ：東京青い芝の会，厚生省官僚，グループ化

### 1. 研究目的

1986（昭和 61）年に施行された新たな障害者所得保障制度は、幼い頃から障害により保険料を払っていない者が年金を受給できる「無拠出制」と、保険料を拠出し受給できる「拠出制」が、同額の障害基礎年金として統合されたものである。拠出に対して給付があるというのは、保険の原則であるにも関わらず、こうした原則を超えて、無拠出でも掛金を払ったものと、同額の給付が行われることになった。こうした線引きを超えた制度はなぜ生まれたのかを明確にすることが本研究の目的の1点目となる。さらにこうした障害基礎年金制度の成立背景を明確にすることを通して、現行の所得保障の問題点、例えば、障害等級表への非該当や保険料滞納等により給付から漏れるがゆえに今後に対応が必要となる点について具体的な改革の示唆を与えていくことが、本研究の2点目の目的となる。

### 2. 研究の視点および方法

障害基礎年金成立のプロセスを明らかにし、今後の障害者所得保障改革の方法を提示することを目的とする。そのために資料として障害者団体の機関紙、国際障害者年に係る政府関係資料集、国会議事録や故人の評伝、分配理論に関する先行研究等を用いて分析したほか、聞き取り調査として当時の年金改革に携わった厚生省の年金課や更生課の官僚、当事者運動団体の関係者へのインタビューを行った。

### 3. 倫理的配慮

本研究では、研究代表者が1985（昭和 60）年の障害基礎年金成立までに制度創設に関わった官僚や政治家、障害当事者にインタビュー調査を行った。その際、人権の保護及び法令等の遵守への対応に特に留意しなければならないのは、①インタビュー調査、②研究成果公表である。これらを実施するに際しては、「静岡英和学院大学・静岡英和学院短期大学部 研究活動に関する行動規範」、「ソーシャルワーカーの倫理綱領」（2005年）、日本社会福祉学会の研究倫理指針（2004年10月施行）に示されている倫理基準、行動規範、倫理責任を遵守して研究を進めることを前提とする。さらに①インタビュー調査の際には、事前に静岡英和学院大学の研究倫理委員会に調査の概要を説明し、承認を得たのちに調査を実施し、調査対象者に書面によるインフォームドコンセントを得る。その上で、調査対象

者の名誉，プライバシー等人権を侵害しないよう配慮する。②研究成果公表においても①と同様であり，個人の人権尊重やインフォームドコンセントに努める。

#### 4. 研究結果

本研究では先行研究にはない新規の知見として以下の5点のことが明らかになった。1点目は国民年金法等改正の構造的特徴や，改正に至るまでの歴史的背景から得られたものである。障害基礎年金が年金改正全体の中の緩和策に位置付けられること，厚生省は新法の施行時期にこだわったことを明らかにした。2点目は脳性マヒ者等全身性障害者問題研究会（以下，CP研究会）を軸として得られたものである。東京青い芝の会での内部闘争を経て行政と柔軟に交渉を行う運動スタイルが確立されたこと，CP研究会における板山賢治の具体的な貢献内容，CP研究会の最終報告書が障害基礎年金制度に与えた影響を明らかにした。3点目は検討委員会や専門家会議を軸として得られたものである。障害者団体の政府・行政への柔軟な対応が所得保障改革につながったこと，年金局長であった山口新一郎の貢献，家と施設から離れ所得保障を求めた脳性マヒ者達の貢献を明らかにした。4点目は，研究者の論争を軸として得られたものである。生活保護を批判した高藤昭と障害者団体の主張に相違点があったこと，厚生省は生活保護を最低生活保障，年金・手当を立法裁量主義と位置付けていたこと，高藤や障害者団体による生活保護批判は社会連帯に基づく基礎年金制度の中に障害者所得保障を組み込むことに影響を与えたことを明らかにした。5点目は，複数のアクターを通じた障害基礎年金と年金改正全体の関係性の明確化を軸として得られたものである。障害基礎年金早期成立を求める障害者団体の声は，複数のアクターの年金改正反対の声を抑える効果があったこと，所得保障を求める障害者運動と第二臨調の方針に沿った年金改革は本来別物であり，両者の偶然の時間的同時進行が障害基礎年金誕生の要因となったことを明らかにした。

#### 5. 考察

障害基礎年金制度の成立経緯の解明から，第二臨調による年金改革という時代の流れがあり，それと時期を同じくして家と施設から出た脳性マヒ者の所得保障改善要求運動の展開が重なったこと，さらにそうした脳性マヒ者の声に同感した厚生官僚の尽力が障害基礎年金成立に大きな役割を果たしたことがわかった。

こうしたことから，実際に線引きが行われている障害者所得保障の改革には，障害特性ゆえに公的所得保障から排除されている当事者グループの主張の拡がりが必要であることが示唆された。今後の障害者所得保障改善の課題においても，要求する側の障害種別グループと受け止める側の行政側の関係の枠組みの構築が特に重要となるだろう。